



令和8年度 さいたま市就学援助制度について

大砂土東小学校 事務

※このスライドに音声はありません



就学援助制度とは

- さいたま市内の小・中学校へ通うお子さま、または入学予定のお子さまの学用品の購入や給食費の支払いでお困りの家庭に対し、その費用の一部を援助する制度です。
- 就学援助制度の対象となる家庭や援助の内容等については、新入学児童保護者説明会にて配布する「令和8年度就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

就学援助制度の利用を希望される方へ

- 申請書に必要事項を記入、必要書類を添付し、ご提出ください。

申請書の配布場所：さいたま市内の小・中学校、中等教育学校
さいたま市教育委員会 学事課
各区役所の区民課

申請書の配布及び受付開始日：令和8年2月13日（金）

申請書の提出先：さいたま市内の小・中学校、中等教育学校
さいたま市教育委員会 学事課

※本校は事務室にて申請書の配付・受付を行っておりますのでお申し出ください。

就学援助制度の利用を希望される方へ

- 申請受付後、教育委員会にて審査を行い、審査の結果「認定」となったご家庭に援助を行います。

～注意事項～

- ご家庭により必要書類が異なります。
申請書を提出する前に、該当する要件、必要書類、記載漏れの有無をご確認ください。

新入生のお子さまがいる家庭には 「新入学用品費」の支給があります

- 令和8年の4月から就学援助の認定を受け、かつ、入学準備金が支給されていない場合に限り、「新入学用品費」の支給対象となります。

※入学準備金とは、令和7年11月時点で認定されている家庭に、令和8年1月に支給を行ったものです。入学準備金も新入学用品費も支給額は同じです。

- 4月から認定されない場合、支給対象にはなりませんので、申請期間にご注意ください。

4月から認定を受ける場合の申請期限は令和8年3月13日（金）です。

最後に

- ▶ お子さまが安心して学校生活を送れるようにするため、学校と教育委員会が連携しながら就学援助を行っております。
- ▶ 個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、プライバシーには十分配慮して行っております。
- ▶ 申請書類等について、何かご不明な点がございましたら、学校もしくは、教育委員会の学事課へお問い合わせください。

お問合せ先

大砂土東小学校 048-684-8003

教育委員会 学事課 教育費支援係 048-829-1647